

第4回一関市入札制度等改革本部

日時 令和6年8月23日（金）10時～

場所 特別会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- | | | |
|------------------------|-------|---------|
| (1) 職員倫理の保持に係る基準等について | 資料1、2 | P1～P8 |
| (2) 県内他市等との入札事務の比較について | 資料3 | P9～P14 |
| (3) 中間報告について | 資料4、5 | P15～P31 |

4 その他

5 閉 会

一関市入札制度等改革本部 名簿

		職	氏名
1	本部長	市長	佐藤 善仁
2	副本部長	副市長	石川 隆明
3		教育長	時枝 直樹
4	本部員	市長公室長	今野 薫
5		市長公室統括監	鈴木 淳
6		総務部長	菅原 哲紀
7		まちづくり推進部長	小野寺 愛人
8		市民環境部長	菅原 稔
9		健康こども部長	松田 京士
10		福祉部長	山形 雅彦
11		商工労働部長	小野寺 正寿
12		農林部長	小野寺 啓
13		農林部参事兼建設部参事	小島 宣浩
14		建設部長	阿部 健一
15		上下水道部長	伊東 吉光
16		花泉支所長	中田 善久
17		大東支所長	菅原 正幸
18		千厩支所長	菅原 恵美
19		東山支所長	岩渕 良憲
20		室根支所長	千田 紀行
21		川崎支所長	藤倉 明美
22		藤沢支所長	佐藤 詠一
23		会計管理者	中村 由美子
24		消防本部消防長	阿部 茂
25		議会事務局長	三浦 洋
26		監査委員事務局長	及川 和美
27		農業委員会事務局長	渡邊 晋
28		教育次長	千葉 せつ子
29		一関図書館長	藤倉 忠光
30		一関地区広域行政事務組合事務局長	佐藤 正幸

一関市職員倫理規程（案）の概要

1 一関市職員倫理規程とは

一関市職員倫理規程は、職務の執行の公正さに対する市民からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保するため、市職員が職務に係る倫理を保持するうえで遵守すべき事項等を定める行動規範です。

2 一関市職員倫理規程の対象となる職員

地方公務員法（昭和 25 年法律 261 号）第 3 条第 2 項に規定されている一般職に属する一関市職員が、今回制定する一関市職員倫理規程の対象となります。

3 倫理行動の規準

職員の職務に係る倫理の保持を図るために、職員が認識すべき行動の規準、心構えとして次の事項を定めます。

- (1) 市民全体の奉仕者であり、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 公私の別を常に明確にし、職務や地位を私的な利益のために利用してはならないこと。
- (3) 利害関係者から贈与等を受けるなど、市民の疑惑や不信を招く行為をしてはならないこと。
- (4) 職務の遂行に当たり、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組まなければならないこと。
- (5) 勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

4 利害関係者

職員が職務として携わる事務の利害関係者は次のとおりです。

- (1) 許認可等の相手方（申請をしようとしている者を含む。）
- (2) 補助金等の相手方（申請をしようとしている者を含む。）
- (3) 検査等の相手方
- (4) 不利益処分の相手方
- (5) 行政指導の相手方
- (6) 契約の相手方（契約をしようとしている者を含む。）

5 利害関係者との禁止行為

職員が利害関係者から受ける次の行為を禁止します。

- (1) 金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。
- (2) 金銭の貸付けを受けること。
- (3) 無償で物品又は不動産の貸付を受けること。
- (4) 無償で役務（サービス）の提供を受けること。

- (5) 未公開株式を譲り受けること。
- (6) 供応接待を受けること。
- (7) 遊技、旅行をすること。
- (8) 第三者に対し上記の行為をさせること。

※社会通念上、社交儀礼の範囲内と認められる場合などは、例外として認められます。

6 利害関係者との禁止行為における例外的な取扱い

職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、

- ・職務上の利害関係の状況、
- ・私的な関係の経緯及び現在の状況、
- ・その行おうとする行為の態様、

などから公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り、上記の禁止行為が例外として認められます。

7 利害関係者以外の者との禁止行為

利害関係者に該当しない事業者等であっても、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や財産上の利益の供与を職員が受けることを禁止します。

8 贈与等の報告

職員は、事業者等から、1件につき5,000円を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき又は講演等の報酬（職員の現在または過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬に限る。）の支払いを受けたときは、その金額や年月日、相手方などを記載した贈与等報告書を提出することを定めます。

一関市入札制度等改革本部 中間報告の概要

1 一関市入札制度等改革本部（設置日：令和6年6月25日）

一関市入札制度等改革本部									
目的：職員の法令遵守の確立、及びこれまで行ってきた入札事務を検証し、不正入札の再発防止策を検討し、立案する。									
<ul style="list-style-type: none"> ・本部長 市長 ・副本部長 副市長、教育長 ・本部員 部長級職員及び監査委員事務局長 ・外部委員 岩手県理事兼総務部副本部長 松村 達 氏 国土交通省東北地方整備局企画部技術開発調整官 大澤尚史 氏 一般社団法人東北建設業協会連合会 専務理事 畠山浩晃 氏 齊藤・笹村法律事務所 弁護士 笹村恵司 氏 佐々木成三 氏（刑事コメンテーター） 高橋邦夫 氏（市CIO補佐官） 	<table border="1"> <tr> <td>法令遵守確立 検討部会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・利害関係者との接触に関する基準の立案 ・法令遵守に係る職員研修の実施 </td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td> 部会長：総務部長 部会員：政策企画課、財政課、いきがづくり課、国保年金課、健康づくり課、福祉課、商政・労政課、生産流通課、治水河川課、下水道課、千厩支所、会計課、教育総務課の各課長など </td> </tr> <tr> <td>入札事務見直し・改善検討部会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの入札事務の検証 ・落札率など入札結果の分析 ・入札事務の見直し、改善案の立案 </td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td> 部会長：総務部長 部会員：総務課、道路建設課、道路管理課、都市整備課、経営総務課、水道課、一関清掃センターの各課長など </td> </tr> </table>	法令遵守確立 検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・利害関係者との接触に関する基準の立案 ・法令遵守に係る職員研修の実施 	構成員	部会長：総務部長 部会員：政策企画課、財政課、いきがづくり課、国保年金課、健康づくり課、福祉課、商政・労政課、生産流通課、治水河川課、下水道課、千厩支所、会計課、教育総務課の各課長など	入札事務見直し・改善検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの入札事務の検証 ・落札率など入札結果の分析 ・入札事務の見直し、改善案の立案 	構成員	部会長：総務部長 部会員：総務課、道路建設課、道路管理課、都市整備課、経営総務課、水道課、一関清掃センターの各課長など
法令遵守確立 検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・利害関係者との接触に関する基準の立案 ・法令遵守に係る職員研修の実施 								
構成員	部会長：総務部長 部会員：政策企画課、財政課、いきがづくり課、国保年金課、健康づくり課、福祉課、商政・労政課、生産流通課、治水河川課、下水道課、千厩支所、会計課、教育総務課の各課長など								
入札事務見直し・改善検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの入札事務の検証 ・落札率など入札結果の分析 ・入札事務の見直し、改善案の立案 								
構成員	部会長：総務部長 部会員：総務課、道路建設課、道路管理課、都市整備課、経営総務課、水道課、一関清掃センターの各課長など								

2 事件の概要

	対象入札	当時の職	被疑事件名	内容(報道等によるものを含む)
元市職員に係る事件	令和元年度から令和3年度までに執行した配水管布設替工事等5件の入札	水道部給水課長 又は上下水道部次長兼水道課長	官製談合防止法違反 公契約関係競売等妨害 加重収賄	元職員が、株式会社永沢水道工業の元役員へ入札情報を教示し、その見返りとして飲食等の接待を受けた。
建設部都市整備課職員に係る事件	令和4年度及び令和5年度に執行した機械設備工事等3件の入札	建設部参事兼都市整備課技術担当課長	官製談合防止法違反 公契約関係競売等妨害	都市整備課課長補佐が、株式会社フジテック岩手の元会長及び元取締役並びに株式会社永沢水道工業の元役員へ携帯電話を利用して入札情報を教示した。

3 事件発覚後の経過及び市の対応

(1) 経過及び市の対応

月日	内容(報道等によるものを含む)
令和6年5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関から、岩手県警察本部による元市職員逮捕の発表について情報提供を受ける。 ・岩手県警察本部に元市職員の逮捕等について確認 ・「市長コメント」のプレスリリース ・岩手県警察本部等による市役所庁舎の搜索及び書類等の押収
5月30日から	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県警察本部等による関係部署職員に対する聴取
5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・元市職員及び株式会社永沢水道工業の元役員が公契約関係競売等妨害などの容疑で送検
5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・議員全員協議会において、事案の概要、経過等を説明
6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・市長名で全職員に対し職員倫理の保持について通知
6月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社永沢水道工業を指名停止（24か月）
6月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月25日以降に行う水道施設（管布設）工事に係る入札を一時停止
6月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会定例会6月通常会議において行政報告
6月19～28日	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象としたコンプライアンス研修の実施
6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関から、市職員が岩手県警察本部に逮捕されたことについて情報提供を受ける。 ・岩手県警察本部に建設部都市整備課職員の逮捕等について確認 ・「市長コメント」のプレスリリース ・岩手県警察本部等による市役所庁舎の搜索及び書類等の押収 ・元市職員及び株式会社永沢水道工業の元役員を公契約関係競売等妨害などの罪で起訴
6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会定例会6月通常会議において行政報告 ・中里市民センター建設工事及び（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅建設工事の一時中止を表明 ・都市整備課が設計又は積算に関わった建築工事等について、6月25日以降に行う入札の取りやめ又は一時停止

	<ul style="list-style-type: none"> ・都市整備課職員、株式会社フジテック岩手の元代表取締役等及び株式会社永沢水道工業の元役員が公契約関係競売等妨害などの容疑で送検
6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・議員全員協議会において、事案の概要、経過等を説明
6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社フジテック岩手を指名停止（24か月）
6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・中里市民センターの指定管理者及び（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅の施設管理に向けて準備を進めている地元団体に対し、市長から説明
6月27日～7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・市による、元職員の逮捕事案に係る職員への調査
6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会定例会6月通常会議において行政報告 ・（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅建設（建築）工事の請負契約の変更及び財産の取得（※株式会社フジテック岩手を契約の相手方とする）に係る議案の撤回
7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・中里市民センター及び（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅の建設工事を一時中止
7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会において、契約に係る不正行為等調査特別委員会の設置
7月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・都市整備課職員、株式会社フジテック岩手の元代表取締役等及び株式会社永沢水道工業の元役員を公契約関係競売等妨害などの罪で起訴
7月19～25日	<ul style="list-style-type: none"> ・市による、建設部職員の逮捕事案に係る職員への調査
7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会契約に係る不正行為等調査特別委員会への説明
8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅の建設工事を再開
8月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設（管布設）工事の入札（開札）を再開
8月19、20日	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員倫理・コンプライアンス研修の実施
8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・都市整備課が設計又は積算に関わった建築工事等に係る入札（開札）を再開

(2) 市職員への聴取結果

① 水道工事関係職員への聴取結果について

ア 聴取期間 令和6年6月27日～7月3日

イ 聴取方法 書面による

ウ 対象職員 48名（総務部契約、上下水道部総務、上下水道部工事・設計の各部門）
※ 令和元年度から6年度までの間で在籍したことのある職員

エ 聴取項目及び結果

聴取項目（抜粋）	回答（同意の回答は集約）
今回の事案を事前に知っていたか、又は噂を聞いたことがあるか。	知らなかった。噂も聞いたことがなかった。（48名）
元職員の行動で気になったことはなかったか。	ない。（48名）
庁舎外で利害関係者との会席に出席したことがあるか。※業界団体主催のものを除く。	
利害関係者から金品を受け取ったり、接待を受けたことがあるか。	
利害関係者から会席の誘いを受けたことがあるか。	ない。（47名） ある。（1名）→ 断った。
入札に関し、業者からはたらきかけを受けたことがあるか。	ない。（47名） 「予定価格を教える」と言われたことがある。（1名） → 断った。

② 建設（建築、電気、機械など）工事関係職員への聴取結果について

ア 聴取期間 令和6年7月19日～7月25日

イ 聴取方法 書面による

ウ 対象職員 32名（令和3年度以降の総務部契約及び建設部設計部門、被疑事件の対象となった入札の予算執行部門）

エ 聴取項目及び結果

聴取項目（抜粋）	回答（同意の回答は集約）
今回の事案を事前に知っていたか、又は噂を聞いたことがあるか。	知らなかった。噂も聞いたことがない。（32名）
今回の事案以外で、入札に関する不適切な事務処理（入札情報の漏えいなど）を何か知っているか。	知らない。（32名）
逮捕された現職の職員（以下「当該職員」）の行動で気になったことはなかったか。	ない。（21名） 元気がなかった。（6名） 入札の不調があると落ち込んでいた。（1名） 他、「当該職員と面識がない」など。（4名）

先に発覚した元職員の逮捕について、当該職員は何か話していたか。様子や行動で気になることはなかったか。	何も聞いていない。(6名) 話題にしなかったのが、今思えば不自然かもしれない。(3名) 他、「わからない」「会っていない」など。(23名)
利害関係者から会席の誘いを受けたことがあるか。	ない。(32名)
入札に関し、業者からはたらきかけを受けたことがあるか。	
公用の電話やパソコン以外を用いて業務上繋がりのある業者と連絡することはあるか。	ある。(10名) → 閉庁時の緊急連絡など。 ない。(22名)

今回の被疑事件に係る案件以外の入札で入札情報が漏えいしている疑い及び職員の不適切な行動は認められなかった。

- 関係職員への聴取結果及び捜査機関による捜査において事件の新たな広がりが見られなかったことから、一時停止又は取りやめとした入札の再開及び一時中止していた工事の再開に支障はないものと改革本部において確認した。

4 入札結果の検証

- (1) 平成30年度から令和5年度まで執行した水道施設(管布設)工事及び管工事の入札360件中、落札率が100%であった入札は8件あったが、落札者が事前に設計額等を知り得ていたと断定できる入札はなかったものと推察される。

No.	入札日	入札方式	件名	入札者数	落札額(予定価格)	備考
1	平成30年8月29日	指名競争入札	市道清水原一関線配水管布設替工事	6	9,100,000	次点入札額9,260,000円
2	平成30年10月30日	指名競争入札	千厩支所庁舎旧正副議長室他改修(機械設備)工事	5	4,000,000	失格業者有
3	令和元年7月31日	制限付一般競争入札	市道白浜線配水管布設替工事	6	18,300,000	次点入札額18,400,000円
4	令和元年8月29日	制限付一般競争入札	市道郵便局通り線配水管布設替工事	5	13,000,000	再度の入札で落札
5	令和元年9月27日	指名競争入札	藤沢第2分団第2部第2班消防屯所建設(機械設備)工事	4	1,250,000	再度の入札で落札
6	令和2年3月25日	指名競争入札	藤沢こども園空調設備設置工事	6	3,030,000	再度の入札で落札
7	令和4年5月31日	制限付一般競争入札	市道藤沢馬場線送配水管布設替工事	7	20,000,000	再度の入札で落札
8	令和4年10月26日	指名競争入札	市営関が丘アパート7号棟受水槽更新工事	8	8,600,000	設計額見直しによる入札

【落札率が100%となった要因と想定されること】

- ・1回目の入札で落札者が決定せず、再度の入札により落札者が決定した。(No.4～7)
- ・落札額の次点となる入札額と落札額との差が小差であり、設計を見込みやすい工事であった。(No.1、3)
- ・当初執行した入札において、参加した全ての業者が失格となったため、設計を見直し改めて執行した入札 (No.8)
- ・最低制限価格を下回る価格で入札し、失格となった業者があり、落札者が最低価格を入札したものではなかった。(No.2)
- ・業者が入札金額として設定しやすい予定価格(1,000万円又は100万円単位)であった (No.2、4、7)。

- (2) 他市等との比較における当市の落札率の傾向

	岩手県及び県内全市	一関市	最高落札率
平成20年度から令和4年度までの全工種の平均落札率	93.4%	96.0%	96.0%
平成30年度から令和4年度までの直近5年間の平均落札率	94.5%	97.2%	97.2%
令和3年度	94.7%	97.0%	97.2%
令和4年度	93.5%	97.4%	97.7%

※ 総務省及び国土交通省「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」再集計

【落札率の傾向】

岩手県及び県内全市の中で、当市の平均落札率は最も高くなっている。

県内14市の直近5年間の平均落札率について、96%を超えている市は、当市を含め6市あるが、当市は、岩手県及び県内他市に比べ、高い傾向にあると言える。

【想定される要因】

市内業者の工事費の積算精度が高くなっていることが想定される。

入札の段階では非公表としている歩掛や資材単価が記載された金額入りの工事設計書を、当該工事の契約締結後、入札に参加した業者等が情報公開制度により公文書開示請求を行っており、設計金額の積算内容を積極的に確認し、それ以降に執行される入札の積算において参考としているものと推察。

市が独自に定めている資材単価等一覧についても公表はしていないが、公文書開示請求のあった業者等に開示。

当市における契約に関する開示請求の件数は、令和元年度は74件であったが、令和5年度は413件と大きく増加。また、県内他市の契約に関する開示請求は、確認できた市において当市以外で最多であった市は130件程度であった。

- (3) 外部委員への照会

8月7日から21日にかけて、改革本部外部委員に対して、現在の当市の入札事務の流れを示し、当市が行っている入札事務における課題や留意すべき点などについて照会を行った。

各外部委員から提出された回答は、9月中に取りまとめをし、入札事務見直し・改善検討部会における入札事務の見直し、改善素案の検討に活用する。

その後、改革本部で検討した入札事務の見直し、改善案について、再度、外部委員に対し意見照会を行う。

5 服務規範、公務員倫理の確立

- (1) 一関市職員倫理規程の概要

職務の執行の公正さに対する市民からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保するため、市職員が職務に係る倫理を保持するうえで遵守すべき事項等を定める行動規範である。

1 対象職員	地方公務員法(昭和25年法律261号)第3条第2項に規定されている一般職に属する職員
2 倫理行動規準	(1) 市民全体の奉仕者であり、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。 (2) 公私の別を常に明確にし、職務や地位を私的な利益のために利用してはならない。 (3) 利害関係者から贈与等を受けるなど、市民の疑惑や不信を招く行為をしてはならない。 (4) 職務の遂行に当たり、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組まなければならない。 (5) 勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。
3 利害関係者	(1) 許認可等の相手方 (2) 補助金等の相手方 (3) 検査等の相手方 (4) 不利益処分等の相手方 (5) 行政指導の相手方 (6) 契約の相手方
4 利害関係者との禁止行為	(1) 金銭、物品又は不動産の贈与を受けること (2) 金銭の貸付けを受けること (3) 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること (4) 無償で役務(サービス)の提供を受けること (5) 未公開株式を譲り受けること (6) 供応接待を受けること (7) 遊技、旅行をすること (8) 第三者に対し上記の行為をさせること ※ 社会通念上、社交儀礼の範囲内と認められる場合などは、例外として認められる。
5 利害関係者との禁止行為における例外的な取扱い	職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらず関係)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況、その行おうとする行為の態様などから公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り、上記の禁止行為が例外として認められる。
6 利害関係者以外の者との禁止行為	利害関係者に該当しない事業者等であっても、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待や財産上の利益の供与を職員が受けることを禁止する。
7 贈与等の報告	職員は、事業者等から、1件につき5,000円を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき又は講演等の報酬(職員の現在または過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬に限る。)の支払いを受けたときは、その金額や年月日、相手方などを記載した贈与等報告書を提出する。

- (2) 公務員倫理・コンプライアンス研修

利害関係者との関わり方やルールについて理解と認識を深め、公務員としての高い倫理観を醸成し法令遵守意識を徹底することにより、職員による不正・不祥事の再発防止と、組織としてのモチベーションの維持向上を図る。

1 研修内容	・職員と利害関係者との関わり方やルールについて ・職員と組織のモチベーションの維持向上について
2 研修講師	刑事コメンテーター 佐々木 成三 氏
3 対象	全職員(会計年度任用職員を含む)、行政委員会委員等 ※ 全職員数2,314人(令和6年7月1日時点)
4 研修期日	令和6年8月19日、20日、9月10日、11日 計4日間
5 研修形態	(1) 集合研修 本庁2階大会議室を会場に集合研修を実施する。 (2) オンライン研修 各支所等に研修会場を設定し、上記(1)の研修と同時にオンライン研修を実施する。 (3) 録画配信 業務上調整が困難で、上記(1)(2)の研修を受講できない職員に対し、上記(1)の研修を録画した上で配信する。